

富山県キャッシュレス決済端末導入業務 委託仕様書

令和6年10月

富山県 出納局 出納課

目次

第1章	委託の概要	1
1.1	業務名	1
1.2	調達目的	1
1.3	委託期間	1
1.4	予算額	1
1.5	契約履行場所	1
1.6	設置場所及び台数	2
1.7	成果品	3
1.8	留意事項	4
(1)	検収方法	4
(2)	機密保護	4
(3)	個人情報保護	4
(4)	関係法令の遵守	4
(5)	契約不適合責任	5
第2章	業務内容	6
2.1	決済端末等の導入	6
2.2	指定納付受託事務	6
(1)	指定納付受託者について	6
(2)	決済ブランドについて	6
(3)	収納金の扱いについて	7
(4)	決済手数料の請求について	7
(5)	決済手数料率について	7
第3章	決済端末等機能要件	8
3.1	決済端末等の機能	8
第4章	導入・運用等に関する要件	9
4.1	ネットワーク環境について	9
4.2	セキュリティ等について	9
4.3	教育・訓練について	9
4.4	保守及びサポート	10
4.5	その他	10

第1章 委託の概要

1.1 業務名

富山県キャッシュレス決済端末導入業務

1.2 調達の目的

本業務は、本県の窓口において、キャッシュレス決済端末（以下、「決済端末」という。）等を設置し、使用料及び手数料等の支払方法を、現金のほかクレジットカード、電子マネー等による決済を可能とすることにより、県民の利便性を図るとともに、POS システムを導入することにより、職員の収納事務の効率化を図り、それぞれのウェルビーイングの向上につなげる。

1.3 委託期間

契約締結の日から令和 12 年 3 月 31 日まで

ただし、機器の設置及び導入は、令和 7 年 7 月 30 日までに完了するものとする。

1.4 予算額

28,490,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

1.5 契約履行場所

富山県出納局出納課及び別途定める場所

1.6 設置場所及び台数

設置場所と台数は以下のとおり。

表 1-1 設置場所と台数

項番	設置場所	所在地	台数
1	富山県庁	富山市新総曲輪	1
2	富山総合庁舎	富山市舟橋北町	1
3	高岡総合庁舎	高岡市赤祖父	1
4	砺波厚生センター	南砺市高儀	1
5	富山県入善警察署	下新川郡入善町櫛山	1
6	富山県黒部警察署	黒部市三日市	1
7	富山県魚津警察署	魚津市本江	1
8	富山県滑川警察署	滑川市加島町	1
9	富山県上市警察署	中新川郡上市町大坪	1
10	富山県富山中央警察署	富山市赤江町	1
11	富山県富山南警察署	富山市蜷川	1
12	富山県富山西警察署	富山市婦中町宮ヶ島	1
13	富山県射水警察署	射水市今井	1
14	富山県高岡警察署	高岡市あわら町	1
15	富山県氷見警察署	氷見市窪	1
16	富山県砺波警察署	砺波市春日町	1
17	富山県南砺警察署	南砺市荒木	1
18	富山県小矢部警察署	小矢部市小矢部町	1
19	富山県運転教育センター	富山市高島	4
20	高岡運転免許更新センター	高岡市駅南	1

1.7 成果品

成果品は下表のとおりとする。原則として 用紙サイズは A4 判とし、日本語で記載すること。

納入については、一般のパソコンで扱える形式の電子データとし、押印が必要なものは書面とする。

電子データの受渡し方法は、契約締結後に協議のうえ決定とする。

表 1-2 納入成果物

項番	名称	記載内容	納品時期
1	業務計画書	基本方針、作業工程とスケジュール、役割、担当などを記載	契約締結後速やかに
2	サービス仕様書	サービスの稼働時間、利用ソフトウェア、その他仕様などを記載	契約締結後速やかに
3	機器仕様書	機器の仕様などを記載	契約締結後速やかに
4	打合せ議事録	会議等の打合せなどを記載	会議等の開催の都度速やかに
5	収納金内訳書	決済金額、決済手数料などを記載	振込日の 5 営業日前まで
6	試験結果報告書	機器の動作確認結果などを記載	試験工程終了時
7	操作説明書	操作方法など記載	操作研修前
8	上記以外、その他	発注者と受注者間で協議	協議時に決定

1.8 留意事項

(1) 検収方法

最終的な納品物について、1.7 成果品等のすべてが揃っていることを発注者が確認し、検収とする。

(2) 機密保護

(ア) 受注者は、履行期間中はもとより履行期間終了後であっても、本業務を履行するうえで知り得た情報を第三者に開示又は漏えいしないこととし、そのために必要な措置を講ずること。

(イ) 発注者が提供する資料は原則貸し出しとし、指定する日までに返却すること。当該資料は複製してはならず、原則として第三者に提供、又は閲覧させてはならない。

(ウ) 上記(ア)の情報及び(イ)の資料を第三者に開示することが必要となる場合は、事前に発注者と協議の上、承諾を得ること。

(3) 個人情報保護

受注者は、「個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）」又は、当該法律を遵守するために受注者が定めた個人情報保護に関するガイドライン等を遵守し、個人情報を取り扱うこと。

(4) 関係法令の遵守

受注者は、本業務の遂行にあたって、地方自治法その他関係する法令等を遵守しなければならない。委託期間中にこれら法令等に改正があった場合は、改正された内容に基づくものとする。

(5) 契約不適合責任

- (ア) 発注者は、引渡された成果物が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受注者に対し、成果物の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。
- (イ) (ア) の場合において、発注者は、同項に規定する履行の追加の請求（以下「追完請求」という。）に代え、又は追完請求とともに、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができる。
- (ウ) (ア) に規定する場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。この場合において代金の減額の割合は引渡しの日を基準とする。
- (エ) 追完請求、前項に規定する代金の減額の請求（以下「代金減額請求」という。）、損害賠償の請求及び契約の解除は、契約不適合（数量に関する契約不適合を除く。次項において同じ。）が発注者の供した材料の性質又は発注者の与えた指図によって生じたものであるときは行うことはできない。ただし、受注者が、その材料又は指図が不相当であることを知りながら告げなかったときは、この限りではない。
- (オ) 発注者が契約不適合を知った時から1年以内にその旨を受注者に通知しないときは、発注者は、その不適合を理由として、追完請求、代金減額請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。ただし、受注者が引渡しの際にその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

第2章 業務内容

2.1 決済端末等の導入

決済端末、周辺機器、POS 機能の導入、支援及び保守業務を行うこと。また、追加機能及び機器がある場合は、それらの導入、支援及び保守業務を行うこと。

試験項目等を試験実施前に作成の上、発注者に提出すること。試験工程終了時に、実施内容、試験結果報告書を発注者に提出すること。

2.2 指定納付受託事務

(1) 指定納付受託者について

受注者（共同事業体の場合は、構成員のうち1者）は、キャッシュレス決済開始に合わせ、地方自治法第231条の2の3第1項に定める指定納付受託者となること。なお、指定納付受託者となる者が受注者以外の者となる場合は、その旨を提案書に記載すること。また、指定納付受託者は原則1者とするが、複数の者となる場合は、提案書にその旨を記載すること。

(2) 決済ブランドについて

各決済ブランドの利用について、必要な登録手続きを代行すること。なお、取り扱う各決済機関の種類は次のとおりとする。

表 2-1 決済ブランド

項番	決済機関	決済ブランド
1	クレジットカード	VISA、Master card、JCB
2	電子マネー	交通系電子マネー（Suica 等）、WAON、楽天 Edy、nanaco、QUICPay
3	コード決済	PayPay、d 払い、楽天 Pay、auPay

上記以外のブランドは提案によるとするが、上記のブランドは必ず対応すること。

運用開始後の決済ブランドの追加等について、対応可能な仕組みを有すること。

(3) 収納金の扱いについて

キャッシュレス決済の収納金については、各月毎に末日を締め日として集計し、翌月末日までに県の指定口座に振り込むこと。その際、使用料等の振込金額と収納情報の収納額が一致していること。なお、振込手数料は、受託者の負担とする。また、決済手数料の振込は月1回が望ましい。

振込にあたっては、収納金の内訳書（以下「収納金内訳書」という。）を作成し、振込日の5営業日前までに発注者へ提出すること。なお、収納金内訳書をWEBや電子メール等で確認できる場合は、確認可能となった時点で提出されたものとみなす。

収納金内訳書は、毎月の締め日までの決済額累計及び金額内訳（決済種別・決済ブランド別）が分かるよう作成することとし、決済手数料の請求書と内容の整合が確認できるものであること。

以上について、条件を満たすことが困難である場合は、提案書に明記すること。

(4) 決済手数料の請求について

決済手数料は、受注者が発行する毎月の請求書によって、決済種別及び決済ブランドの種類を問わず、発注者から一括して支払うこと。

請求書は毎月の締め日までの決済額累計及び金額内訳（決済種別・決済ブランド別）を表記の上、決済手数料の計算過程が分かるよう作成することとし、収納金内訳書と内容の整合が確認できるものであること。

(5) 決済手数料率について

決済手数料率は、それぞれ消費税込み4.00%以内とし、別添の「取扱決済手段一覧表」に決済ブランドごとの決済手数料率を記載すること。なお、年間の収納額（令和3年度実績）は、次のとおり。

表 2-2 収納額

項番	施設内訳	収納額
1	富山県運転教育センター	約 910,000 千円
2	富山県運転教育センター以外の施設	約 860,000 千円

上記は、収納額の実績であり、キャッシュレス移行率を乗じた金額ではない。

第3章 決済端末等機能要件

3.1 決済端末等の機能

下表の機能要件を満たす機器を納入すること。なお、調達する機器は、新品とすること。

また、追加の機器を導入することにより、発注者の業務効率化等に資する提案がある場合は、提案すること。

表 3-1 機能要件一覧

項番	項目	機能要件
1	決済端末	<p>(1) 表 2 - 1 決済ブランドに記載の決済手段に対応していること。</p> <p>(2) POS システムを有し、決済端末ごとの決済日時、決済種別、決済ブランド名等の情報（以下「決済情報」という。）のデータを集計し管理できること。また、決済情報は、CSV 形式のデータで随時ダウンロードできること。</p> <p>(3) 決済する使用料等の種類は、5000 件以上登録できること。</p> <p>(4) モバイル型決済端末の場合は、運用に支障がないよう十分なバッテリー稼働時間を有すること。</p>
2	レシートプリンター	<p>(1) 使用料等の種類、合計金額及び決済手段等がわかる明細（以下「レシート」という。）が発行できること。</p> <p>(2) 利用者のレシートのほか、県側の控え等複数枚発行できること。</p> <p>(3) 決済端末一体型でも可とする。</p>
3	バーコードリーダー	<p>(1) 決済端末に設定された手数料について、申請書などに印刷されたバーコードを読み込むことにより、種類を指定できること。なお、バーコードの種類は、1 次元でも 2 次元でも可とするが、使用するバーコードについて明記すること。</p> <p>(2) 決済端末一体型でも可とする。</p>
4	機器設置用部材及び付属品等	<p>(1) 決済端末等の設置及び運用に必要な機器、その他本業務の履行に必要な機器及び付属品を調達すること。</p> <p>(2) 決済端末がポータブルタイプの場合はクレードル等で固定すること。</p> <p>(3) 別に消耗品等の費用が発生する場合は、明記すること。</p>
5	POS システム	<p>(1) 課所名、日時、利用料の種類、決済方法、金額など、公金収納に関する情報を決済処理毎に管理できること。また、それらの情報を CSV 形式のデータ出力可能であること。また、契約後速やかに出力可能な項目の一覧とサンプルデータを提供すること。</p> <p>(2) 利用料名や金額の登録が職員自ら容易にできること。</p> <p>(3) 決済の履歴については、5 年以上保存すること。</p>

第4章 導入・運用等に関する要件

4.1 ネットワーク環境について

インターネット回線への接続が必要な場合は、発注者がその接続環境を整備し、通信にかかる費用は、発注者が負担する。

通信キャリアの SIM 等によりインターネット回線に接続することができる機器構成の提案も認め加点とする。なお、その場合は月額利用料等の発生する費用も本提案の見積もり金額に含めること。

4.2 セキュリティ等について

POS システムについて、下表の要件を満たすこと。

表 4-1 セキュリティ要件一覧

項番	セキュリティ要件
1	情報セキュリティ管理体制が整っていることを証明する書類を提出すること。 ISO/IEC27001、JIS_Q27001 認証又は ISMS 認証のいずれかを取得していること。 または、第三者機関等による脆弱性診断が適切に実施され、セキュリティ上の安全性が担保されていること。
2	利用規約が明示されていること。
3	通信が暗号化されており、443 番ポートのみでの通信が可能であること。また暗号化プロトコルについては常に最新バージョンのものをサポートしていること。
4	ユーザアカウント、パスワード等によるアクセス制限を行っていること、またログイン画面ページ URL が暗号化されていること。
5	クラウドサービスの適用法律は日本国内法が適用されること。また、管轄裁判所は日本国内法の裁判所であること。メインとなるデータセンターだけでなく、ディザスタリカバリー用のデータセンター等も同様とする。
6	契約終了から一定期間内に、アカウント情報やサーバ内に保存される情報が確実に消去されること。

4.3 教育・訓練について

納品物の操作説明書を基に、発注者へ運用前に対面で操作研修を 2 回行うこと。

開催場所、スケジュール等については、発注者と受注者で協議の上、決定する。

4.4 保守及びサポート

機器のトラブルや操作方法等について、ヘルプサポートを行うこと。

POS システムのバージョンアップや画面構成の変更等を行う場合には、事前に発注者へ連絡すること。また作業等は、キャッシュレス端末の運用に支障がないよう実施すること。

その他のサポート体制については、企画提案書で提案すること。

4.5 その他

本仕様書に定めのない事項並びに疑義の生じた事項については、発注者と受注者で協議のうえ決定する。